

平成 21 年 10 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社京王ズホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 佐々木英輔  
(コード番号 3731 東証マザーズ)  
問合せ先 取締役経営企画室長 深野道照  
(TEL. 022-722-0333 )

## 第三者割当により発行される新株予約権（コミットメント条項付）の 募集に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 20 日開催の当社取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される新株予約権の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 募集の概要

(1) 発 行 期 日	平成 21 年 11 月 4 日
(2) 新株予約権の総数	20 個
(3) 発 行 価 額	3,570,000 円（新株予約権 1 個あたり 178,500 円）
(4) 当該発行による 潜在株式数	10,000 株
(5) 資金調達額	360,960,000 円
(6) 行 使 価 額	35,739 円
(7) 募集又は割当方法 ( 割 当 先 )	第三者割当の方法により下記のとおり割り当てる。 Derivative Arbitrage Fund L.P. 15 個 NDC Risk Hedge Fund 5 個

(注) 本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

#### ① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、行使価額及び対象株式数の双方が固定されており、既存株式価値の希薄化に配慮した発行スキームとなっております。行使価額は、発行当初より 35,739 円で固定されており、行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的である株式数についても、行使価額と同様に発行当初より 10,000 株で固定されており、潜在株式数が変動することはありません。なお、例外として株式分割、企業再編等の後掲発行要項第 13 項記載の事由により、行使価額及び対象株式数の双方が調整される場合があります。

#### ② 行使制限条項

本新株予約権には、以下の行使制限条項が規定されております。当該行使制限条項により、まとまった行使による急激な希薄化を防げることは既存株主様への不利益を最小限に抑える効果があります。

- ・当社は本新株予約権者に対し、10 営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間を指定することができます。当社としては、月間での一定以上の行使が進んだ場合は制限を加えることを考えており、株価動向等と資金需要とを総合的に判

断する予定ではありますが、基本的には当該新株予約権の発行決議日における発行済株式総数の10%を月次行使数の基準と考えております。月間での行使数に関しても、同基準をもとに株価動向等と資金需要とを総合的に判断する考えであります。

### ③ 行使要請条項

本新株予約権には、新株予約権割当契約により以下の行使要請条項が規定されております。当該行使要請条項により、当社の資金需要に応じた機動的な資金調達が期待できます。

- ・東京証券取引所における当社普通株式の5連続取引日の終値単純平均が、本新株予約権の行使価額に一定率（以下に定義する。）を乗じて算出される額を超過した場合、当該5連続取引日の翌取引日に、当社は、本新株予約権の一部について行使要請することができるものとしております。この場合においても、月間での行使数は、株価動向等と資金需要とを総合的に判断する予定ではありますが、基本的には発行決議日における発行済株式総数の10%を月次行使数の基準と考えております。
- ・上記における一定率とは、120%及び140%としております。（これらの比率を超過した取引日を以下それぞれ、「120%超過日」及び「140%超過日」という。）
- ・120%超過日の翌日において、本新株予約権の割当数の20%の範囲で行使を要請できるものとし、140%超過日の翌日においては、本新株予約権の割当数の50%の範囲で行使要請できるものとしております。

なお、当社は、「120%超過日」、「140%超過日」の条件を満たす日がある都度、行使要請を何度でも行うことができますが、同日に複数回の行使要請を行うことはできないものとしております。また、基準としている月間行使数までは積極的な行使対応を計画いたしております。

なお、本新株予約権が第三者に譲渡等された場合、譲渡人の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も当該譲受人に承継されるようにするものとしております。

### ④ 取得条項

本新株予約権には、以下の取得条項が規定されております。当該取得条項により、事業戦略の進捗次第で資金需要等が後退した場合、又はより有利な他の資金調達手段が確保された場合には、当該取得条項に従い本新株予約権者の保有する新株予約権の全部又は一部を取得することができます。本新株予約権の発行後においても資本政策の柔軟性を確保することができます。

- ・本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下、「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の5営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができます。
- ・本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から180日以降、当社に対して当該新株予約権の取得希望日から5営業日前までに事前通知を行い、その保有する本新株予約権の全部または一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求する権利を有します。

### ⑤ 譲渡制限条項

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認が必要となります。

## 2. 募集の目的及び理由

当社においては、今期の損益実績は当初計画以上に順調な推移ではありますが、平成20年12月に決議を行い Zeus Advisors(Cayman)に割当を行った当社第4回新株予約権（MSワラント）は、Zeus Advisors(Cayman)に対して行使制限を加えており、譲渡に関しては当社取締役会承認にて譲渡対応は可能ではありますが、当初行使価額（9,654円）、上限行使価額（19,308円）にて決議したため、結果的には本年6月以降の当社株価の好転もあり、当初計画までの資金手配までは至っていない状況であります。（なお、当該第4回新株予約権（MSワラント）の消却対応を決議しておりますの

で、本日開示の「新株予約権（MSワラント）の取得及び消却に関するお知らせ」をご覧ください。）しかし一方で、移動体通信事業等既存事業が順調に実績を伸ばしている中、移動体通信事業に関連したM&Aの提案等も複数受けており、また、更に企業の成長のための次なる新規事業育成のための新たな投資の必要性も生じております。当社移動体通信事業での代理店事業においては、事業開始以来営業損益が赤字となったことは無く、安定的な営業収益のビジネスであります。また、飲食事業の店舗閉鎖整理も完了し財務体質の改善も進んでおります。今回は新たなビジネスチャンスとして、当社の第2の事業の確立が不可欠と判断いたしました。今回のスキームは、タイムリーな資金調達を達成するために間接金融のみならず第三者割当による新株予約権での資金調達であります。行使価額（35,739円）の変動は無く、対象株式総数（10,000株）も固定していることから、株式の希薄化による既存株主に対する影響は軽微と考えております。主力事業である移動体通信事業での更なる損益安定化とシナジー効果の拡大、飲食事業に代わる新たなビジネスチャネルを開発し、企業業績の拡大を図れるものと考えております。また、今回の新株予約権での手法をとることを決議いたしましたことで、必ずその効果が利益拡大につながるものと確信いたしております。なお、当社の発行済株式数は54,646株、自己株式数は1,185株であり、議決権ベースでは53,461個となっております。今回発行による潜在株式数10,000株（議決権ベース10,000個）は18.7%相当となっております。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

350,000,000円

（注）上記差引手取概算額は、新株予約権の払込金額の総額（3,570,000円）及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（357,390,000円）を合算した金額から、弁護士費用など新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記の金額は減少いたします。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 移動体通信事業関連のM&A資金	100	平成21年12月～22年3月
② 新規事業関連のM&A資金	250	平成21年12月～22年3月

- ・当社の既存事業、特に移動体通信事業での年末商戦に向けた商品仕入れ資金等は、既存事業でのキャッシュフローにて対応する計画であります。
- ・移動体通信事業関連のM&A資金は単なる店舗拡大のM&Aのみならず、移動体通信事業関連商材でのM&Aも視野に入れております。また、新規事業関連のM&A対応につきましては、飲食事業の撤退整理が完了した中、次の当社の成長性の柱を目指すべく新たなビジネスチャンスの可能性を念頭としており、機関決定が行われた際、随時開示対応を予定いたしております。
- ・行使後支出までの期間は、普通預金での管理を予定いたしております。
- ・今回の新株予約権が上記支出予定時期において行使が行われない場合は、既存事業の運営における支障はありませんので、今期の通期業績見通しへの影響はありませんが、いち早く業績改善の見込みが達成できた当社としては、更なる企業成長と業績拡大を計画しており、そのスピードにおける影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

移動体通信事業等既存事業の拡充と事業拡大の対応のための新規事業対応のM&A資金であり、当社の財務体質の安定化が図れ、更なる事業の拡大が図れるものと確信いたしております。何卒、ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行価額の算定根拠

第5回新株予約権の発行要項、並びに割当先である Derivative Arbitrage Fund L.P. (デリバティブ・アービトラージ・ファンド・エル・ピー)、NDC Risk Hedge Fund (エヌ・ディー・シー・リスク・ヘッジ・ファンド) との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、当社普通株式の市場売買高、当社のクレジット・スプレッド等を加味して割当予定先と協議を重ねた結果、第5回新株予約権1個の払込金額を金178,500円としました。また、基準価格は発行決議日の前日を最終日とする5連続営業日の終値平均の38,020円とし、これからディスカウント率6%として、行使価格は35,739円といたしました。これは、当社グループを取り巻く事業環境、最近の業績や資本充実の必要性をふまえ、割当予定先との協議の結果、決定いたしました。

なお、当該行使価額は、日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する指針に準拠した方法により算定しております。また、これにより算定した行使価額については、モンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果と、取締役会決議日前日の終値36,800円、取締役会決議日前日を含む直近1ヶ月の終値平均の36,926円、同じく直近3ヶ月の平均終値34,976円、及び直近6ヶ月の平均終値26,004円を考慮したうえで、会社法第238条3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。また、当社監査役全員より、本新株予約権の払込金額を含む発行条件等は特に有利な金額ではなく、資金調達必要性及び調達の方法の相当性に関する判断は妥当である旨の意見を受けております。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の資金調達により、本新株予約権が行使された場合の発行株式数は10,000株に固定しております。当社の発行済株式数は54,646株、自己株式数は1,185株であり、議決権ベースでは53,461個となっております。今回発行による潜在株式数10,000株(議決権ベース10,000個)は18.7%相当となっております。当社といたしましては、1株あたりの株式価値の希薄化を留めながら、今後の事業展開に必要な資金を得ることにより、移動体通信事業関連での安定収益確保がさらに進むとともに、財務基盤の強化が図れるものと考えております。また、将来的に当社の企業価値が高まり収益が向上できるものと判断しておりますので、今回の資金調達においては、過大なものではなく合理性があるものと考えております。早期での更なる業績拡大により、株主様及び投資家の皆様に報いる手段であると考えております。株主様及び投資家の皆様方におかれましては、何卒ご理解・ご支援賜りますようお願い申し上げます。

6. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 名 称	Derivative Arbitrage Fund L.P.	
② 割 当 数 量	15 個	
③ 所 在 地	27 Reid Street, 1Floor, PO Box HM 3051, Hamilton HM11, Bermuda	
④ 設 立 根 拠 等	英領バミューダ諸島にて設立されたりミテッド・パートナーシップ	
⑤ 組 成 目 的	投資運用事業	
⑥ 組 成 日	平成9年6月	
⑦ 出 資 の 総 額	20 億円	
⑧ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	50%：日本の金融機関 30%：海外の金融機関 20%：富裕個人 なお、シンガポールでの法律上、出資者の概要を開示することはできません。また、信託銀行との契約のため、出資者との直接対応はできません。	
⑨ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	NDC Partners Limited
	所 在 地	27 Reid Street, 1 <sup>st</sup> Floor, P. O. Box, HM3051 Hamilton HMNX, Bermuda
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	Director Sunaga Akira
	事 業 内 容	投資運用業
	資 本 金	1,000 万円
⑩ 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
⑪ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
		当該ファンドは、当社第4回新株予約権の譲渡先でありましたが、現在、直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

① 名 称	NDC Risk Hedge Fund	
② 割 当 数 量	5 個	
③ 所 在 地	6 Front Street, Hamilton HM11, Bermuda	
④ 設 立 根 拠 等	英領バミューダ諸島にて設立されたユニット・トラスト	
⑤ 組 成 目 的	投資運用事業	
⑥ 組 成 日	平成 17 年 4 月 27 日	
⑦ 出 資 の 総 額	16 億円	
⑧ 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	100%：日本での公募ファンド なお、シンガポールでの法律上、出資者の概要を開示することはできません。また、信託銀行との契約のため、出資者との直接対応はできません	
⑨ 業 務 執 行 組 合 員 の 概 要	名 称	Butterfields Trust (Bermuda) Limited
	所 在 地	65 Front Street, Hamilton HM 12, Bermuda
	代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	Director Curtis Dickinson
	事 業 内 容	投資運用業
⑩ 国内代理人の概要	該当事項はありません。	
⑪ 上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
		当該ファンドは、当社第 4 回新株予約権の譲渡先でありましたが、現在、直接・間接問わず出資はありません。
	上場会社と業務執行組合員との間の関係	当社と当該ファンドの業務執行組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの業務執行組合員並びに当該ファンドの業務執行組合員の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。

## (2) 割当先を選定した理由

当社は、平成 21 年 3 月 16 日付及び 5 月 13 日付で行いました新株予約権の譲渡先をまとめる NDC Investment Pte.Ltd.（以下、「NDC インベストメント」という。）と資金調達的手法を引き続き協議を行ってまいりました。

NDC インベストメントには、柔軟かつ機動的な資本強化を行いたいという当社の考えにご理解を頂いた上で、現在までの当社及び他社へ投資した際の実績面を確認するとともに、行使に関しての市場へのインパクトを最小限に抑える等の配慮がなされることについて確認いたしております。また、投資方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことも確認いたしております。

平成 20 年 12 月に決議を行い Zeus Advisors(Cayman)に割当を行った当社第 4 回新株予約権 (MS ワラント) は価格修正事項の条件が付いたものでしたが、今回の行使価額は、発行当初から固定されており、行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても、行使価額と同様に発行当初より 10,000 株で固定されており、潜在株式数が変動することはありません。このように既存株式価値への配慮等にも十分ご理解をいただきましたので、NDC インベストメントが運用する Derivative Arbitrage Fund L.P. (デリバティブ・アービトラージ・ファンド・エル・ピー) 及び NDC Risk Hedge Fund (エヌ・ディー・シー・リスク・ヘッジ・ファンド) への割当てを選定いたしました。なお、この第 4 回新株予約権の譲渡の経緯は、平成 21 年 3 月 12 日付け開示資料「第 4 回新株予約権 (MS ワラント) の行使制限と譲渡に関するお知らせ」及び平成 5 月 11 日付け開示資料「第 4 回新株予約権の追加譲渡に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、Derivative Arbitrage Fund L.P. 及び NDC Risk Hedge Fund の実績面や投資方針等を確認し、譲渡先として最適であると判断いたしております。当社は割当先が、反社会的勢力でないことを確認し、確認書を受領しております。また、NDC インベストメント、割当先、当該割当先の役員が暴力団等とは一切関係がないことを、ホームページの確認、関連情報のインターネット検索、関係機関としての NDC インベストメントの監査法人、プライムブローカレッジ口座開設の証券会社、ファンドの Administrator の確認等をいたしております。

(注) 本割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

### (3) 割当先の保有方針

割当予定先である Derivative Arbitrage Fund L.P. 及び NDC Risk Hedge Fund は、当社の取締役会決議による当社の承認を得ることなく第 5 回新株予約権は譲渡せず、本新株予約権の行使の結果交付を受けることとなる当社株式は市場動向を見ながら適時適切に売却する方針であると確認しております。

### (4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

NDC インベストメントを通じ、両割当先の月次財務諸表の提出を受けており、当該資料から直近月末での金融機関別残高等を確認し、いずれの割当先も払込みに際して必要な資金を確保していることを確認しております。

### (5) 株券貸借に関する契約

当社及び当社の役員と割当先との間において、当社株式に関連して株券貸借に関する契約は締結しておらず、また、その予定もありません。

## 7. 大株主の持株比率

募集前（平成21年10月20日現在）	
佐々木 英輔	15.56%
株式会社光通信	15.34%
株式会社E・Sワン	14.64%
株式会社イチヤ	2.28%
株式会社京王ズホールディングス（自己株式）	2.17%
株式会社イシイ	1.83%
間嶋 伸治	0.98%
MORGAN STANLEY & CO. INTERNATIONAL PLC	0.95%
向井 さやか	0.76%
佐藤 進	0.66%

- (注) 1 今回の新株予約権募集について、Derivative Arbitrage Fund L.P.及びNDC Risk Hedge Fundは長期保有を約していないため、今回の募集に係る株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示しておりません。
- 2 上記につきましては、平成21年4月30日における当社株式の状況に、本決議日の前日までの新株予約権の行使による発行済株式総数の増加、及び株式会社E・Sワンの新株予約権行使を反映したものであります。

## 8. 今後の見通し

今回の資金調達により、当社財務体質の強化が進むとともに、平成22年10月期以降の業績面においては、本件ファイナンスによる成果が表われるものと考えております。なお、業績面において影響が生じる場合には、速やかに開示対応いたします。

## 9. 企業行動規範上の手続

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（新株予約権すべてが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

## 10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

### (1) 最近3年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成18年10月期	平成19年10月期	平成20年10月期
売上高	5,315	15,694	12,618
営業利益	△759	153	155
経常利益	△1,117	89	102
当期純利益	△2,288	△874	80
1株当たり当期純利益（円）	△113,268.54	△34,893.48	2,118.83
1株当たり配当金（円）	—	—	—
1株当たり純資産（円）	42,806.32	24,822.02	26,833.21

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成21年10月20日現在）

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	54,646 株	100.0%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	9,856 株	18.0%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	18,442 株	33.7%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	9,856 株	18.0%

※潜在株式数9,856株は、第2回新株予約権（ストック・オプション）1,270株、第4回新株予約権（MSワラント）8,586株の合計数値であります。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成18年10月期	平成19年10月期	平成20年10月期
始 値	230,000 円	85,500 円	46,950 円
高 値	252,000 円	90,000 円	46,950 円
安 値	74,500 円	39,000 円	9,800 円
終 値	87,100 円	46,150 円	10,100 円

② 最近6か月間の状況

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
始 値	8,140 円	7,980 円	10,800 円	29,200 円	32,400 円	32,950 円
高 値	8,400 円	9,800 円	30,000 円	37,500 円	36,900 円	48,400 円
安 値	7,210 円	7,400 円	10,220 円	24,750 円	28,200 円	32,350 円
終 値	7,980 円	9,800 円	26,200 円	32,100 円	34,950 円	37,250 円

③ 発行決議日前日における株価

	平成21年10月19日現在
始 値	35,100 円
高 値	36,900 円
安 値	35,000 円
終 値	36,800 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当てによる第3回新株予約権の発行

発 行 期 日	平成19年3月29日
調達資金の額	930,550,000 円（発行価額：60,000 円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	22,618.70 株
当該募集における潜在株式数	16,000 株

現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：7,300 株 (残存潜在株式数：0 株)
割 当 先	株式会社E・Sワン：8,000 株 ISGR3 号投資事業組合：8,000 株
当初の資金使途	M&A も含めた投資資金、店舗の開設資金、店舗のリニューアル・リプレイス資金及び店舗管理等のシステム開発資金に充当
支出予定時期	平成 19 年 4 月以降
現時点における 充 当 状 況	移動体通信事業において、5 社のM&A、7 店舗の新規出店、8 店舗のリニューアル・リプレイスを行いました。また、テレマーケティング事業においては、新たな販売チャネルの開拓のためのソフトウェアへの投資を行い、これらの費用に充当しております。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 20 年 1 月 25 日
調達資金の額	194,000,000 円 (発行価額：30,030 円) (差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	29,918.7 株
当該増資による 発行株式数	6,500 株
割 当 先	株式会社光通信
当初の資金使途	既存事業拡大のための設備資金及び新規出店費用に充当
支出予定時期	平成 20 年 1 月以降
現時点における 充 当 状 況	最盛期における商品構成強化を優先したため、移動体通信事業運営強化のために資金充当しております。

・第三者割当増資

発 行 期 日	平成 20 年 4 月 30 日
調達資金の額	119,000,000 円 (発行価額：20,000 円) (差引手取概算額)
募集時における 発行済株式数	36,418.7 株
当該増資による 発行株式数	6,000 株
割 当 先	株式会社E・Sワン
当初の資金使途	既存事業の運営強化のための資金対応、並びに J-SOX 対応までも含めた店舗管理システム整備に充当
支出予定時期	平成 20 年 5 月以降
現時点における 充 当 状 況	J-SOX 対応までも含めた店舗管理システム整備を最優先とし、移動体通信事業での店舗運営強化のために充当しております。また、夏商戦での最盛期における商品構成強化のために資金充当しております。

・第三者割当てによる第4回新株予約権（MSワラント）の発行

発行期日	平成20年12月26日
調達資金の額	185,000,000円（発行価額：60,000円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	42,418株
当該募集における潜在株式数	当初行使価額（9,654円）における潜在株式数：25,000株 上限行使価額（19,308円）における潜在株式数：15,000株 下限行使価額（7,241円）における潜在株式数：30,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：12,228株（行使済新株予約権数：2,138個） 残存潜在株式数：8,586株（平成21年10月20日時点） （残存新株予約権数：2,862個） ・平成21年1月度行使新株予約権数：38個、交付株式数：228株 ・平成21年2月度行使新株予約権数：0個、交付株式数：0株 ・平成21年3月譲渡新株予約権数：800個、譲渡先：Derivative Arbitrage Fund L.P. 及びNDC Risk Hedge Fund ・平成21年3月行使新株予約権数：500個、交付株式数：3,000株 ・平成21年4月行使新株予約権数：300個、交付株式数：1,800株 ・平成21年5月譲渡新株予約権数：700個、譲渡先：Derivative Arbitrage Fund L.P. 及びNDC Risk Hedge Fund ・平成21年5月行使新株予約権数：700個、交付株式数：4,200株 ・平成21年5月譲渡新株予約権数：600個、譲渡先：(株)E・Sワン ・平成21年6月行使新株予約権数：600個、交付株式数3,000株
割当先	Zeus Advisors(Cayman)
当初の資金使途	移動体通信事業での商品戦略も含めた運営強化に充当
支出予定時期	平成21年1月以降
現時点における充当状況	移動体通信事業の運営強化として最盛期における商品構成強化のために資金充当及び移動体通信事業の店舗リプレイス資金に充当しております。 移動体通信商品仕入資金として平成21年3月：20,000,000円、平成21年4月：12,000,000円、平成21年5月：28,000,000円を充当、移動体通信事業の店舗リプレイス資金として平成21年6月：24,000,000円を充当致しております。

※当該新株予約権（MSワラント）の行使状況については、下記の月間行使状況に関するお知らせをご参照下さい。

- 平成21年2月2日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年3月2日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年4月3日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年5月1日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年6月2日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年7月1日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年8月3日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年9月1日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」
- 平成21年10月1日付け、「行使価額修正条項付新株予約権の月間行使状況に関するお知らせ」

※当該新株予約権（MSワラント）の譲渡については、当初の割当先である Zeus Advisors(Cayman)での行使が当初計画どおりに進捗しない状況であったため、平成 21 年 2 月 3 日以降行使請求期間での行使を行わない旨の合意を交わし、当該新株予約権に係る行使条件、発行要項等を変更することなく譲渡先として NDC インベストメントとの協議を行い、当該譲渡先の選定を行っております。これらの経緯に関しては、下記をご参照下さい。

平成 21 年 3 月 12 日付け、「第 4 回新株予約権の行使制限と譲渡に関するお知らせ」

平成 21 年 5 月 11 日付け、「第 4 回新株予約権の追加譲渡に関するお知らせ」

平成 21 年 5 月 29 日付け、「第 4 回新株予約権の譲渡に関するお知らせ」

※当該新株予約権（MSワラント）の消却については、本日開示の「新株予約権（MSワラント及びストック・オプション）の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

以 上

## 株式会社京王ズホールディングス第5回新株予約権 発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社京王ズホールディングス第5回新株予約権  
(以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,570,000 円(本新株予約権 1 個当たり金 178,500 円)
3. 本新株予約権の総数 20 個
4. 申込期間 平成 21 年 10 月 30 日
5. 割当日及び払込期日 平成 21 年 11 月 4 日
6. 募集の方法  
第三者割当ての方法により、以下のとおり割り当てる。

Derivative Arbitrage Fund L.P.	15 個
NDC Risk Hedge Fund	5 個
7. 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
本新株予約権の目的である株式の種類及び数は当社普通株式 10,000 株とする。(本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「交付株式数」という。)は 500 株とする。)ただし、第 14 項によって交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。  
なお、当該普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。また、当社は単元株制度を採用していない。
8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に交付株式数を乗じた額とする。
  - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行または処分を総称して「交付」という。)する場合における株式 1 株当たりに出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、35,739 円とする。ただし、第 13 項の規定に従って調整されるものとする。
9. 新株予約権の行使請求期間  
平成 21 年 11 月 5 日から平成 22 年 11 月 4 日までとする。ただし、第 11 項に従って当社が本新株予約権の全部または一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得のための通知または公告がなされた日までとする。
10. その他の本新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、本新株予約権 1 個の一部行使はできない。
11. 本新株予約権の取得事由  
当社は、本新株予約権の割当日以降、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得

日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知または公告を当該取得日の 5 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権の払込価額相当額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

## 12. 本新株予約権の取得請求

本新株予約権者は、割当日以降、その契約により当社に対して当該新株予約権の取得希望日から 5 営業日前までに事前通知を行い、第 20 項記載の行使請求受付場所に提出することにより、その保有する本新株予約権の全部または一部を、本新株予約権の払込価額相当額で取得することを当社に対して請求することができる。

## 13. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{rcccl} & & & \text{既発行} & & \text{交付普通} & & \text{1株当たりの} \\ & & & \text{普通株式数} & + & \text{株式数} & \times & \text{払込金額} \\ \text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & & & & \\ \text{行使価額} & & \text{行使価額} & & & & & \\ & & & & & & & \text{時価} \\ & & & & & & & \hline & & & & & & & \text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当ての効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む。 )または本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む。 )、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発

生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記に関わらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

- ④ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を必要としているときは、本号①乃至③の定めに関わらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 行使価額調整式については、次に定めるところによる。
- ① 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
  - ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号④の場合は基準日とする。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
  - ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - ② その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - ③ 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使

価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本項の定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号②に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

#### 14. 交付株式数の調整

当社が第 13 項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。ただし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 13 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

#### 15. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とする。

#### 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金および資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 17. 本新株予約権の行使制限

当社は本新株予約権者に対し、10 営業日前に書面で通知することにより、本新株予約権を行使することができない期間を指定することができる。

#### 18. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

#### 19. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 9 項に定める行使請求期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第 20 項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ、当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

#### 20. 行使請求受付場所

株式会社京王ズホールディングス 経営企画室

21. 払込取扱場所

株式会社岩手銀行 仙台営業部

22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権及び割当契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を 178,500 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払い込みをなすべき額は第 8 項記載のとおりとする。

23. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記に定めるもののほか、本新株予約権の発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上